

第40回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日から2023年3月31日まで



開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」

第40回定時株主総会招集ご通知(本招集ご通知)に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に従前どおりの資料を書面でお送りいたしております。

目次

第40回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	30

TAC株式会社

証券コード：4319

証券コード 4319
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号

 **TAC** 株式会社
代表取締役社長 多田 敏男

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第40回定時株主総会招集ご通知」及び「第40回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://ir.tac-school.co.jp/stock/stock_03.html

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、証券「コード」に「4319」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月26日(月曜日)午後5時15分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

<株主提案（第4号議案から第10号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更の件（名誉毀損放置企業との取引の禁止）
- 第5号議案 定款一部変更の件（男女の平等）
- 第6号議案 定款一部変更の件（COLABOへの支援）
- 第7号議案 定款変更の件（インターネットでのなりすましの禁止）
- 第8号議案 定款変更の件（裏金検証委員会設置について）
- 第9号議案 定款の一部変更の件（PBR1倍割れの是正）
- 第10号議案 取締役の選任

※ 各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

（電子提供措置事項に修正が生じた場合）

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

（交付書面から一部記載を省略している事項）

※電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りしました本招集ご通知（交付書面）には記載しておりません。従いまして、お送りしました本招集ご通知（交付書面）は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

（議決権行使についてのご案内）

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※各議案につきましては賛否の意思表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応について

（社長の対応について）

※株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など感染予防措置を講じてまいります。

（株主様へのお願い）

※株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

※ご出席される株主様におかれましては、当社から一律にマスクの着用をお願いすることは致しませんので、ご自身でマスクの着脱をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。なお、会場内にアルコール消毒液をご用意させていただきますので、適宜ご利用ください。

※今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.tac-school.co.jp>）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の現金ベース売上高は192億9千5百万円（前年同期比8億5千万円減、同4.2%減）、前受金調整後の発生ベース売上高は、前受金調整額が4億1千6百万円の戻入（前年同期は3億2千5百万円の戻入）となったことで、197億1千1百万円（同7億6千万円減、同3.7%減）となりました。

売上原価は119億7千9百万円（同6億7千8百万円減、同5.4%減）、販売費及び一般管理費は74億1千3百万円（同1千2百万円増、同0.2%増）となりました。これらの結果、営業利益は3億1千9百万円（同9千4百万円減、同22.8%減）となりました。

営業外収益に、受取利息8百万円、受取保険金2千5百万円等、合計4千9百万円、営業外費用に、支払利息3千4百万円、支払手数料7百万円等、合計4千3百万円を計上した結果、経常利益は3億2千4百万円（同1億1千7百万円減、同26.7%減）となりました。

特別損益は、特別損失として減損損失1千5百万円、関係会社出資金評価損6百万円等を計上しました。これらの結果、当期純利益は2億1千6百万円（同2億3千万円減、同51.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千4百万円（同2億3千万円減、同51.7%減）となりました。

当連結会計年度における当社グループの各セグメントの業績（現金ベース売上高）及び概況は、次のとおりであります。なお、当社ではセグメント情報に関して「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用によりマネジメント・アプローチを採用し、当社グループの経営意思決定に即した“現金ベース”（前受金調整前）売上高を基準に管理しております。現金ベース売上高は、連結損益計算書の売上高とは異なりますので、ご注意ください。

個人教育事業

売上高	99億 7千 4百万円	前期比	92.4%
営業損失	10億 7千 4百万円	前期比	-%

個人教育事業は、コロナ禍が長く続いたことによる社会活動全般への影響や民間企業における人材不足による採用意欲の高まり等もあり、特に学生を主な受講生とする講座への申し込みが年間を通して低調に推移し、全体として年間を通じた現金ベース売上高は前年を下回りました。講座別では、主力講座の一つである税理士講座は次回試験から受験資格が緩和される等の試験制度改革等もあり年間を通して好調に推移し、前年の売上を上回りました。また、情報処理講座も近年のIT関連需要の増加等により好調だった他、司法書士講座、マンション管理士講座、建築士講座、電気関連講座等も前年の売上を上回りました。一方、学生が主な受講生層である公務員講座及び公認会計士講座は年間を通じて低調に推移した他、簿記検定講座、社会保険労務士講座、宅地建物取引士講座等も前年の売上を下回りました。コスト面では、講師料、教材制作のための外注費、賃借料等の営業費用は、110億 4千 8百万円（前年同期比5.5%減）となりました。これらの結果、個人教育事業の現金ベース売上高は99億 7千 4百万円（同7.6%減）、現金ベースの営業損失は10億 7千 4百万円（前年同期は8億 9千 7百万円の営業損失）となりました。

法人研修事業

売上高	44億 2千 3百万円	前期比	101.2%
営業利益	9億 6千 6百万円	前期比	92.6%

企業向けの研修は、IT関連の研修需要が好調なこともあり引き続き堅調に推移いたしております。分野別では、企業がDX推進に注力している傾向等もあり情報・国際分野は好調に推移していますが、金融・不動産分野は前年をやや下回りました。大学内セミナーは、大学での対面授業が再開されたことで好調に推移し前年を上回った他、地方の個人が主な顧客となる提携校事業は前年同期比16.3%減、地方専門学校に対するコンテンツ提供は同12.9%減、自治体からの委託訓練は同7.3%増となりました。コスト面では、研修に関する講師料や営業に係る人件費等を中心に営業費用が増加し、全体で34億 5千 7百万円(同3.9%増)となりました。これらの結果、法人研修事業の現金ベース売上高は44億 2千 3百万円（同1.2%増）、現金ベースの営業利益は9億 6千 6百万円（同7.4%減）となりました。

出版事業

売上高	44億 2千 6百万円	前期比	98.1%
営業利益	12億 1千 6百万円	前期比	109.0%

当社グループの出版事業は、当社が展開する「TAC出版」及び子会社の(株)早稲田経営出版が展開する「Wセミナー」(以下、「W出版」)の2つのブランドで進めております。

出版事業は、巣ごもり需要の減少に伴い第2四半期までは低調に推移しておりましたが、第3四半期以降は書店からの注文等が徐々に回復したことで概ね前年並みとなりました。資格試験対策書籍では、TAC出版の税理士、情報処理、社会保険労務士、中小企業診断士等が好調に推移いたしました。簿記検定、宅地建物取引士、FP等は低調となりました。その他、行動規制の緩和等によりレジャー需要が回復したことも相まって、旅行ガイドが好調に推移いたしました。また、W出版では、行政書士、司法書士等の売上が好調に推移いたしました。コスト面では、営業費用全体として32億9百万円(前年同期比5.5%減)となりました。これらの結果、出版事業の売上高は44億2千6百万円(同1.9%減)、営業利益は12億1千6百万円(同9.0%増)となりました。

人材事業

売上高	5億 1千 7百万円	前期比	101.0%
営業利益	7千 万円	前期比	106.5%

子会社の(株)TACプロフェッションバンクが手掛ける会計系人材事業は、引き続き税理士法人や監査法人、一般企業等における会計系人材の需要が大きく、広告売上及び人材紹介売上が好調に推移したことで、前年の売上を上回りました。(株)医療事務スタッフ関西が手掛ける医療系人材事業は、2年に1度行われる診療報酬改定による業務量の増加等もありましたが、コロナ関連の業務が減少したことで売上は前年をやや下回る結果となりました。これらの結果、人材事業の売上高は5億1千7百万円(前年同期比1.0%増)、営業利益は7千万円(同6.5%増)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度においては、有形固定資産では、校舎の移転・減床に伴う教室設備や受付設備の設置・改修等で合計2億1千3百万円、無形固定資産では、出版事業部門における受発注システムの改修など、合計1億6百万円の設備投資をそれぞれ実施いたしました。

③資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資、差入保証金の差入れ等は、自己資金及び借入金によっております。当連結会計年度末における有利子負債は、52億9千8百万円（前連結会計年度比2億2百万円増）であります。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2020年3月期)	第 38 期 (2021年3月期)	第 39 期 (2022年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	20,331	19,749	20,471	19,711
経 常 利 益 (百万円)	260	646	442	324
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	103	405	444	214
1 株当たり当期純利益 (円)	5.58	21.92	24.05	11.69
総 資 産 (百万円)	20,253	20,417	21,384	20,795
純 資 産 (百万円)	5,478	5,815	6,174	6,203
1 株当たり純資産額 (円)	295.67	313.88	333.22	341.58

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社オンラインスクール	200,000	100.0	個人教育事業
株式会社TAC総合管理	8,000	80.0	個人教育事業
太科信息技术(大連)有限公司	40,000	100.0	個人教育事業
株式会社LUAC	21,350	100.0	法人研修事業
株式会社早稲田経営出版	10,000	100.0	出版事業
株式会社TACプロフェッションバンク	30,000	100.0	人材事業
株式会社医療事務スタッフ関西	20,000	100.0	人材事業
株式会社クボ医療	10,000	100.0	人材事業

(注) 1. 主要な事業内容の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 株式会社クボ医療は、2023年4月1日に株式会社医療事務スタッフ関西を存続会社とする吸収合併を行ったため、子会社に該当しないこととなりました。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①コロナ後の社会状況の見極め及び個人教育事業の早期回復

新型コロナウイルスの感染拡大に端を発して生活様式が多様化したことで、学習スタイルに関して、従来からの教室への通学の他、学習場所・時間を選ばないWEB学習のニーズも急速に高まっております。当社では、コロナ以前より多くの受講生の学習ニーズに応えるためWEBを利用した学習環境を整備していたためコロナによる影響を最小限に留めることができましたが、コロナ禍が明けた後の社会経済活動がどのように推移していくかについては未だ不透明な要素が多分にあることから、社会の状況や人々の生活様式の変化等を機敏に察知し、適時に事業運営に反映させていくことの重要性が一層高まっていると考えております。そして、そのような事業運営を実直に行っていくことを通じて個人教育事業を早期に回復させ、当社の全てのステークホルダーの皆さまの負託に応えていくことが喫緊の課題であると考えております。

②新たな事業領域への挑戦

当社の事業領域や商品の顧客層は各特定の専門分野に絞られているため、既存事業を展開していくだけでは売上を右肩上がりで成長させていくことが難しい状況にあります。そのため、既存事業の枠組みの外で新たな売上の芽を育てることや業務提携やM&Aを推進していくこと等により、中長期的な今後の当社の成長機会の創出に取り組んでいく必要があると考えております。

③株価純資産倍率の改善

当社の直近事業年度末における株価純資産倍率（連結）は0.59倍であり、一般的に割安な株価水準とされる1倍を割っております。株価の変動要因は景気や金利などの外部要因及び業績や配当などの内部要因に大別されますが、当社が直接的にコントロール可能な内的要因に関して、個人教育事業の早期回復や新商品の開発等を通じた業績面での結果を残すことで、株価純資産倍率の早期改善に努めてまいりたいと考えております。

以上のような施策を継続して実施することにより、早期に結果を出していくことが当社に求められている課題であると認識しております。

[事業等のリスク]

①教育訓練給付制度の動向

教育訓練給付制度は、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度であり、厚生労働省が主管しております。一定条件を満たす雇用保険の一般被保険者等がいったん全額受講料を支払い、講座修了後、出席率等一定条件を満たしている場合に、入会金・受講料の一定割合に相当する額が雇用保険からハローワーク（公共職業安定所）を通じて支給されるものであります。

給付基準は数年に一度変更されることがあり、一般教育訓練における現在の給付水準は被保険者期間が3年以上（初回利用に限り1年以上）の方は一律20%、10万円が限度とされています。給付基準の変更により、講座申込みに駆け込み需要が生じることがあり、その後反動減が発生する等、短期的に業績が影響を受けますが、その影響額を想定することは非常に困難であります。

②前受金について

当社の行う資格取得支援事業は、受講申込者に全額受講料をお支払いいただき（現金ベースの売上）、当社はこれをいったん前受金として貸借対照表・負債の部に計上しておきます。その後、教育サービス提供期間に対応して、前受金は月ごとに売上に振り替えられます（発生ベースの売上）。一般的に、現金ベースの売上が拡大していく局面では前受金残高が増大していき、当該会計期間以降、前受金戻入が多額になることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が強まりますが、現金ベースの売上が減少していく局面では前受金残高が減少していき、当該会計期間以降、前受金戻入が少なくなることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が弱まる傾向があります。さらに、現金ベースの売上が減少局面から増加局面に変わる期においては、発生ベースの売上に対する減少効果が増幅される場合があり、発生ベースで計算される当社の業績に影響を与えることとなります。

③特定商取引法・消費者契約法と行政の動向

2007年中に特定商取引法の規制を受ける大手英会話スクールが破綻する事件があったほか、解約・返金に関する訴訟で最高裁の判決が出ております。当社の属する資格取得スクール業界は、TOEIC® L&R TESTなど一部の講座を除き、直接、特定商取引法で定められた特定継続的役務提供の規制を受けるわけではありません。一方、消費者契約法については広い範囲の事業者が対象となっており、消費者庁主導のもと消費者保護政策が強化される傾向にあります。当社としても、業界他社と足並みを揃えつつ無理由での解約・返金等に応じております。今後の法令改正等、消費者行政の動向等によっては、当社のビジネス・モデルに大きな影響を与える可能性があります。

④個人情報保護法への対応

2005年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、当社グループの個人顧客のみならず、法人顧客の関心も極めて高いため、当社グループとしてコンプライアンス体制の維持の観点から積極的に対応してまいりました。その結果、当社及び子会社の(株)TACプロフェッションバンクともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）よりプライバシーマークを取得いたしました。2016年1月からはマイナンバー制度も運用がスタートし、社会の個人情報保護への関心はますます高まっております。当社は、今後も引き続き、個人情報管理責任者のもと、情報流出等を防止する厳重なセキュリティ対策を維持するとともに、従業員への教育を継続することによって、個人情報の保護に努めてまいります。万一、流出事故が発生した場合は、当社グループへの社会的信用を失うこととなり、業績へ深刻な影響を及ぼす可能性があります。

⑤タームローンの財務制限条項

当社は2014年9月30日付で、本社ビル取得用資金調達のため、(株)三菱UFJ銀行ほか2行と30億円のタームローン契約を締結いたしました。本契約には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、増担保物件に対して根抵当権を設定することがあります。

- a 各連結会計年度に係る連結損益計算書上の経常損益の金額から有価証券評価損による営業外損失の金額を除いた金額が0円以上であること。
- b aの要件が2期以上連続して不充足となっていないこと。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの事業は、「個人教育事業」、「法人研修事業」、「出版事業」及び「人材事業」からなります。

セグメント	事業内容
個人教育事業	社会人・大学生等の個人を対象として、各種資格講座及び各スクールの施設管理を中心に展開しております。
法人研修事業	一般企業・会計事務所・大学・専門学校を対象として、資格研修・実務研修を行っております。
出版事業	当社（TAC出版）及び100%子会社の(株)早稲田経営出版のダブル・ブランドにより、個人教育事業、法人研修事業で培ったノウハウを出版物という形で全国各書店・大学生協で販売し、さらに各拠点窓口で仕入書籍等の販売を行っております。
人材事業	当社の受講者を中心に、会計・法律に強い人材紹介・派遣等の人材ビジネスを展開しております。また、医療事務スタッフの派遣及び診療報酬明細書チェックの業務受託をしております。

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

- ①当社 本 社 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号
事業所 直営校 22校

名 称	所在地
札幌校	北海道札幌市中央区
仙台校	宮城県仙台市青葉区
水道橋校	東京都千代田区
新宿校	東京都新宿区
早稲田校	東京都新宿区
池袋校	東京都豊島区
渋谷校	東京都渋谷区
八重洲校	東京都中央区
立川校	東京都立川市
中大駅前校	東京都八王子市
町田校	東京都町田市

名 称	所在地
横浜校	神奈川県横浜市西区
日吉校	神奈川県横浜市港北区
大宮校	埼玉県さいたま市大宮区
津田沼校	千葉県習志野市
名古屋校	愛知県名古屋市中村区
京都校	京都府京都市下京区
梅田校	大阪府大阪市北区
なんば校	大阪府大阪市中央区
神戸校	兵庫県神戸市中央区
広島校	広島県広島市中区
福岡校	福岡県福岡市中央区

②子会社等

株式会社TACプロフェッションバンク

東京都千代田区

株式会社LUAC

東京都千代田区

株式会社早稲田経営出版

東京都千代田区

株式会社TAC総合管理

東京都千代田区

株式会社オンラインスクール

東京都千代田区

株式会社医療事務スタッフ関西

兵庫県神戸市中央区

株式会社クボ医療

兵庫県神戸市中央区

株式会社プロフェッションネットワーク

東京都千代田区

太科信息技术(大連)有限公司

中国・大連市

泰克現代教育(大連)有限公司

中国・大連市

【ご参考】TAC事業ネットワーク

事業拠点

■ 直営校

- | | |
|-------|----------------|
| 札幌校 | 横浜校 |
| 仙台校 | 町田校 |
| 大宮校 | 日吉校 |
| 津田沼校 | 名古屋校 |
| 水道橋校 | 京都校 |
| 新宿校 | 梅田校 |
| 早稲田校 | なんば校 |
| 池袋校 | 神戸校 |
| 渋谷校 | 広島校 |
| 八重洲校 | 福岡校 |
| 立川校 | 太科信息技术(大連)有限公司 |
| 中大駅前校 | 泰克現代教育(大連)有限公司 |

● 提携校

- | | | |
|-----|-----|------|
| 群馬校 | 高松校 | 鹿児島校 |
| 富山校 | 徳島校 | 沖縄校 |
| 金沢校 | 大分校 | |
| 岡山校 | 熊本校 | |
| 福山校 | 宮崎校 | |



(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
個人教育事業	301 (221) 名	△14 (△14) 名
法人研修事業	131 (37) 名	△ 1 (3) 名
出版事業	56 (26) 名	7 (0) 名
人材事業	26 (10) 名	△ 3 (1) 名
全社	54 (12) 名	△ 3 (△ 1) 名
合計	568 (306) 名	△14 (△11) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
527 (284) 名	△ 7 (△ 5) 名	43.9歳	14.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	1,830,386千円
株式会社きらぼし銀行	1,207,500
株式会社三菱UFJ銀行	881,250
株式会社七十七銀行	300,000
株式会社南都銀行	270,000
株式会社みずほ銀行	205,000
三井住友信託銀行株式会社	167,800
株式会社滋賀銀行	165,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 74,000,000株
- ②発行済株式の総数 18,504,000株
- ③株主数 13,509名 (前期末比 +300名)
- ④大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ヒロエキスプレス	6,185,500株	34.11%
株式会社増進会ホールディングス	1,480,300	8.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	742,900	4.10
学校法人立志舎	549,100	3.03
TAC社員持株会	456,000	2.51
松尾志郎	421,600	2.32
水元公仁	269,200	1.48
小松知史	252,300	1.39
内藤征吾	245,400	1.35
学校法人国際総合学園	178,000	0.98

- (注) 1. 当社は自己株式370,168株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率の計算にあたっては、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多 田 敏 男	株式会社L U A C代表取締役 株式会社T A Cプロフェッションバンク代表取締役会長 株式会社オンラインスクール代表取締役会長 株式会社T A C総合管理取締役 株式会社早稲田経営出版取締役 太科情報技術（大連）有限公司代表取締役 泰克現代教育（大連）有限公司取締役 一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事
取締役副社長	近 藤 敦	教育・経営企画・スクール・情報システム部門担当 株式会社早稲田経営出版取締役 株式会社プロフェッションネットワーク取締役 株式会社オンラインスクール取締役
常務取締役	金 井 孝 二	法人部門担当 株式会社医療事務スタッフ関西取締役 株式会社クボ医療取締役
取 締 役	猪 野 樹	出版部門担当 株式会社早稲田経営出版代表取締役 太科情報技術（大連）有限公司取締役
取 締 役	干 潟 康 夫	法人・教育第三事業部門担当 泰克現代教育（大連）有限公司取締役 一般社団法人日本金融人材育成協会理事
取 締 役	横 山 太 一	教育第一事業・教育第二事業部門担当
取 締 役	高 橋 裕	教育第四事業・教育第五事業・マーケティング部門担当
取 締 役	川 野 貴 未	スクール・通信メディア事業部門担当 株式会社オンラインスクール取締役
取 締 役	野 中 将 二	I R・総務・法務・経理・人事部門担当
取 締 役	齋 藤 智 記	教育・経営企画部門担当 株式会社ヒロ エキスプレス取締役
取 締 役	阿 部 茂 雄	新村印刷株式会社取締役会長 光村印刷株式会社代表取締役会長
取 締 役	池 上 玄	池上玄公認会計士事務所代表 帝人株式会社社外監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	原 口 健	弁護士（ひすい総合法律事務所所長）
取締役 (監査等委員)	丹 羽 厚太郎	弁護士（みなつき法律事務所パートナー） 株式会社ニーズウェル社外監査役
取締 役 (監査等委員)	町 田 弘 香	弁護士（ひすい総合法律事務所） 東邦レマック株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏、取締役原口健氏、取締役丹羽厚太郎氏及び取締役町田弘香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は社内に監査室を設けるとともに、監査等委員である社外取締役と情報の共有を図る専属の担当者を設け、監査室が収集した情報等について専属の担当者を通じ、監査等委員である社外取締役と適宜意見交換を行うほか、内部監査の概要もしくは会計監査人からの監査報告書を伝達し、情報の共有を図ることで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏及び取締役丹羽厚太郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏、取締役原口健氏、取締役丹羽厚太郎氏及び取締役町田弘香氏が、それぞれ職務執行の対価として受け取る財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により計算される額に2を乗じた額及び新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める額の合計額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用などの損害を当該保険により填補することとしています。なお、保険料については全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とはならないなど、一定の免責事由があります。

④取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	12名 （2名）	217,749千円 （19,999千円）
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	3名 （3名）	9,999千円 （9,999千円）
合 計 （うち、社外役員）	15名 （5名）	227,749千円 （29,999千円）

(注) 1. 報酬等の総額が基本報酬のみで構成されているため、報酬等の総額の内訳の記載を省略しております。

2. 当社は、2004年4月26日の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、当該制度廃止時の取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を、当該役員の退任時に株主総会決議を経たうえで当社の内規に従い贈呈することとしております。なお、現時点で対象となる取締役は1名であります。

(上記報酬等に関する事項)

イ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2021年6月25日開催の第38回定時株主総会において月額250万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）分は月額300万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名（うち、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）は2名）です。

当社の監査等委員である取締役の報酬の額は、2021年6月25日開催の第38回定時株主総会において月額400万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項 (当該方針の決定の方法)

取締役会の決議により決定しております。

(当該方針の内容の概要)

当社は固定報酬制度を採用しており、業績連動型の変動報酬制度は導入しておりません。また、報酬はすべて現金報酬としており、自社株報酬制度は採用しておりません。なお、報酬は客観性及び透明性の観点から取締役の役職に応じた報酬の目安を設けております。

(当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当社では、取締役の役職に応じた報酬の目安を設けていること、具体的な報酬額の検討は代表取締役社長、取締役副社長及び監査等委員でない社外取締役2名の計4名で構成される報酬委員会で行っており、不適切な報酬額とならないよう監視を行っているため、取締役会も取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
（委任を受けた者の氏名、地位及び担当）

当社では、代表取締役社長である多田敏男が、取締役の個人別の報酬等の最終的な決定をしております。

（委任された権限の内容・理由等）

当社では、個人別の報酬等の決定にあたり、取締役の役職に応じた報酬の目安を参考に具体的な報酬額の検討は代表取締役社長、取締役副社長及び監査等委員でない社外取締役2名の計4名で構成される報酬委員会で行っており、不適切な報酬額とならないよう監視を行っているため、報酬額等の最終的な決定については代表取締役に委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役阿部茂雄氏は光村印刷株式会社代表取締役会長及び新村印刷株式会社取締役会長を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

取締役池上玄氏は池上玄公認会計士事務所代表及び常人株式会社社外監査役を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

監査等委員である取締役原口健氏はひすい総合法律事務所所長を兼務しております。当社は一部の訴訟案件について同事務所に対し当社の訴訟代理人を依頼しております。

監査等委員である取締役丹羽厚太郎氏はみなつき法律事務所パートナー及び株式会社ニーズウェル社外監査役を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

監査等委員である取締役町田弘香氏はひすい総合法律事務所弁護士及び東邦レマック株式会社社外監査役を兼務しております。当社は一部の訴訟案件について同事務所に対し当社の訴訟代理人を依頼しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況等

（取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況）

取締役阿部茂雄氏は16回中16回（出席率100%）、池上玄氏は16回中16回（出席率100%）、それぞれ取締役会に出席しております。両氏はこれまでに培ってきた豊富な知識や上場企業のマネジメント経験に基づいた有益な意見発信を行っております。

監査等委員である取締役原口健氏は16回中16回（出席率100%）、丹羽厚太郎氏は16回中16回（出席率100%）、町田弘香氏は16回中16回（出席率100%）、それぞれ取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための有益な助言を行っております。また各氏とも監査等委員会に12回中12回（出席率100%）出席し、監査の状況等について適宜意見を述べております。

(社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役阿部茂雄氏及び池上玄氏は、上記に加え、報酬委員会及び取締役選任委員会において当社の取締役の報酬等の額の決定や取締役候補者の選任に際しても、独立した客観的な立場から有益な助言を行っております。

監査等委員である取締役原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏は、上記のほかに法律家としての見地から当社のコンプライアンス体制の強化に向けた有益な助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

①名 称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときには、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交替することにより当社にとってより適切な監査の体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
資 産 の 部		
流動資産	11,679,384	11,604,241
現金及び預金	5,716,572	6,103,857
売掛金	3,581,997	3,835,409
有価証券	200,000	200,000
商品及び製品	444,792	467,535
仕掛品	6,869	38,993
原材料及び貯蔵品	344,872	372,397
その他	1,392,345	588,720
貸倒引当金	△8,064	△2,672
固定資産	9,705,066	9,190,978
有形固定資産	5,113,937	4,973,022
建物及び構築物	1,975,806	1,889,428
機械装置及び運搬具	4,131	2,901
工具器具及び備品	368,428	267,486
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	21,411	69,046
無形固定資産	202,075	231,137
その他	202,075	231,137
投資その他の資産	4,389,053	3,986,819
投資有価証券	582,515	579,264
関係会社出資金	6,385	0
保険積立金	633,503	626,382
長期預金	－	100,000
差入保証金	2,654,130	2,133,262
繰延税金資産	372,776	424,711
その他	165,522	148,981
貸倒引当金	△25,779	△25,782
資産の部合計	21,384,451	20,795,219

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	11,462,315	10,746,269
買掛金	515,084	495,021
短期借入金	1,300,000	1,400,000
1年内返済予定長期借入金	794,792	828,645
未払法人税等	256,286	40,962
返品廃棄損失引当金	302,217	333,995
賞与引当金	197,151	202,241
資産除去債務	99,090	67,381
前受金	5,943,700	5,483,604
その他	2,053,992	1,894,416
固定負債	3,747,463	3,845,626
長期借入金	3,001,071	3,069,926
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	677,560	658,138
修繕引当金	37,300	37,300
その他	6,453	55,183
負債の部合計	15,209,779	14,591,895
純 資 産 の 部		
株主資本	6,142,138	6,170,725
資本金	940,200	940,200
資本剰余金	790,547	790,547
利益剰余金	4,411,415	4,515,132
自己株式	△25	△75,155
その他の包括利益累計額	23,823	23,431
その他有価証券評価差額金	△15,822	△17,487
為替換算調整勘定	39,645	40,918
非支配株主持分	8,710	9,167
純資産の部合計	6,174,672	6,203,324
負債・純資産の部合計	21,384,451	20,795,219

(注) 前連結会計年度はご参考（監査対象外）です。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度	当連結会計年度
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	20,471,818	19,711,739
売上原価	12,657,404	11,979,343
売上総利益	7,814,413	7,732,396
販売費及び一般管理費	7,401,118	7,413,355
営業利益	413,295	319,041
営業外収益	92,824	49,206
受取利息	15,333	8,765
受取配当金	36	36
受取手数料	5,059	5,255
受取保険金	—	25,816
投資有価証券売却益	10,165	—
投資有価証券運用益	51,676	2,372
持分法による投資利益	3,203	—
その他	7,349	6,960
営業外費用	63,679	43,722
支払利息	35,548	34,300
支払手数料	6,340	7,466
投資有価証券売却損	20,570	—
持分法による投資損失	—	1,475
その他	1,219	479
経常利益	442,439	324,525
特別利益	310,989	—
移転補償金	254,001	—
資産除去債務戻入益	56,987	—
特別損失	43,046	24,196
減損損失	15,307	15,441
固定資産除売却損	27,739	2,369
関係会社出資金評価損	—	6,385
税金等調整前当期純利益	710,382	300,329
法人税・住民税及び事業税	267,928	135,441
法人税等調整額	△4,316	△51,200
当期純利益	446,771	216,087
非支配株主に帰属する当期純利益	1,783	1,346
親会社株主に帰属する当期純利益	444,987	214,740

(注) 前連結会計年度はご参考(監査対象外)です。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご 参 考)	当事業年度
	前事業年度 (2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
資 産 の 部		
流動資産	9,742,996	9,619,985
現金及び預金	4,155,247	4,493,861
売掛金	3,291,944	3,536,101
有価証券	200,000	200,000
商品及び製品	404,624	428,053
仕掛品	2,985	31,540
原材料及び貯蔵品	343,182	369,609
前払費用	349,663	288,720
その他	1,001,504	272,813
貸倒引当金	△6,156	△715
固定資産	9,898,704	9,386,709
有形固定資産	5,093,371	4,955,868
建物	1,957,587	1,873,517
構築物	4,220	3,502
機械及び装置	4,131	2,901
工具器具及び備品	361,861	262,742
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	21,411	69,046
無形固定資産	204,383	228,975
ソフトウェア	160,147	150,411
その他	44,235	78,564
投資その他の資産	4,600,948	4,201,864
投資有価証券	560,800	559,024
関係会社株式	240,268	240,268
関係会社出資金	46,385	40,000
破産更生債権等	34,991	34,991
長期預金	－	100,000
関係会社長期貸付金	28,413	14,160
差入保証金	2,650,924	2,129,746
保険積立金	633,503	626,382
繰延税金資産	320,958	369,563
その他	130,050	113,509
貸倒引当金	△45,346	△25,782
資産の部合計	19,641,700	19,006,694

(注) 前事業年度はご参考(監査対象外)です。

科 目	(ご 参 考)	当事業年度
	前事業年度 (2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	11,234,475	10,520,183
買掛金	511,662	495,748
短期借入金	1,300,000	1,400,000
1年内返済予定長期借入金	794,792	828,645
リース債務	19,870	22,821
未払金	717,703	441,141
未払費用	464,473	551,574
未払法人税等	227,902	19,057
前受金	5,943,535	5,483,348
預り金	153,295	136,847
返品廃棄損失引当金	253,202	280,672
賞与引当金	187,658	193,990
資産除去債務	99,090	67,381
その他	561,287	598,954
固定負債	3,747,463	3,845,626
長期借入金	3,001,071	3,069,926
リース債務	6,453	55,183
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	677,560	658,138
修繕引当金	37,300	37,300
負債の部合計	14,981,938	14,365,809
純 資 産 の 部		
株主資本	4,675,584	4,658,371
資本金	940,200	940,200
資本剰余金	790,547	790,547
資本準備金	790,547	790,547
利益剰余金	2,944,861	3,002,779
利益準備金	19,978	19,978
その他利益剰余金	2,924,883	2,982,801
繰越利益剰余金	2,924,883	2,982,801
自己株式	△25	△75,155
評価・換算差額等	△15,822	△17,487
その他有価証券評価差額金	△15,822	△17,487
純資産の部合計	4,659,761	4,640,884
負債・純資産の部合計	19,641,700	19,006,694

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	当事業年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	19,712,708	18,972,768
売上原価	12,195,015	11,559,846
売上総利益	7,517,692	7,412,922
販売費及び一般管理費	7,287,711	7,234,570
営業利益	229,980	178,351
営業外収益	131,513	98,858
営業外費用	62,770	41,786
経常利益	298,724	235,422
特別利益	310,989	—
移転補償金	254,001	—
資産除去債務戻入益	56,987	—
特別損失	42,942	24,196
固定資産除売却損	27,635	2,369
減損損失	15,307	15,441
関係会社出資金評価損	—	6,385
税引前当期純利益	566,771	211,226
法人税・住民税及び事業税	219,602	90,155
法人税等調整額	△1,993	△47,870
当期純利益	349,161	168,941

(注) 前事業年度はご参考 (監査対象外) です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

T A C 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T A C株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T A C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

T A C 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T A C株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を確認し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持しつつ、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

T A C株式会社 監査等委員会

監査等委員 原 口 健 ㊟

監査等委員 丹 羽 厚太郎 ㊟

監査等委員 町 田 弘 香 ㊟

(注) 監査等委員原口健、丹羽厚太郎及び町田弘香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金配当の件

当社は株主還元を重要な経営課題と位置付けており、具体的な配当額については、将来の成長のための内部留保の充実を図りつつ株主還元とのバランスを考慮して決定してまいりたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、以下のとおり1株につき3円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、既に行いました中間配当金3円と合わせて、1株につき6円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、54,401,496円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（12名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち、社外取締役候補者2名）の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について監査等委員会で検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は次のとおりであります。

1 ^{ただとしお}
多田 敏男 (1953年12月3日生)

■ 所有する当社株式の数

再任
10,000株

■ 略歴、地位及び担当

1984年1月 当社入社
1990年12月 当社取締役 法人部門担当
1998年3月 当社専務取締役
2004年8月 教育部門担当
2007年6月 当社取締役副社長
2009年10月 スクール部門担当
2010年4月 (株)TACプロフェッションバンク代表取締役
会長(現任)
2012年12月 (株)TAC総合管理取締役(現任)
2017年9月 一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事
(現任)
2018年10月 当社代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

太科信息技术(大連)有限公司代表取締役
(株)LUAC代表取締役
(株)TACプロフェッションバンク代表取締役会長
(株)オンラインスクール代表取締役会長
(株)TAC総合管理取締役
(株)早稲田経営出版取締役
一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事

■ 取締役候補者とする理由

多田敏男氏は、教育部門、法人部門、スクール部門など、当社グループが基盤とする事業部門を長きにわたり牽引してきております。その豊富な経験と多方面へのネットワークを活かし、多様なビジネスを生み出してきており、今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

2

こん どう あつし
近藤 敦

(1961年9月21日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

27,000株

■ 略歴、地位及び担当

1985年9月 当社入社(税理士講座社員講師)
1999年3月 経理部長
2006年6月 当社取締役 経理部門、情報システム部門担当
2007年8月 通信教育部門・カスタマーセンター担当
2009年6月 当社常務取締役
2009年7月 (株)早稲田経営出版取締役(現任)
2009年8月 当社教育部門担当
2012年5月 (株)プロフェッションネットワーク取締役(現任)
2013年5月 当社出版部門担当
(株)オンラインスクール取締役(現任)

2013年6月 当社専務取締役
2018年10月 当社取締役副社長(現任)
2019年7月 総務・法務・情報システム部門担当
2021年6月 教育・経営企画・スクール・情報システム部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)早稲田経営出版取締役
(株)プロフェッションネットワーク取締役
(株)オンラインスクール取締役

■ 取締役候補者とする理由

近藤敦氏は、会計・税務に関する優れた知見を有し、また、当社グループにおける多様な経験から様々な業務に精通しております。今後もM&A戦略を含む様々な業務を主導し、当社グループの価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

3

かな い こうじ
金井 孝二

(1961年12月17日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 略歴、地位及び担当

1985年2月 当社入社
1998年9月 第五教育部長
2006年8月 執行役員法人事業部長
2007年6月 当社取締役 法人部門(現任)・法務部門担当
2010年6月 当社常務取締役(現任)
2014年7月 (株)医療事務スタッフ関西取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)医療事務スタッフ関西取締役

■ 取締役候補者とする理由

金井孝二氏は、公務員講座を中心とした個人教育部門の担当や法人事業部を長きにわたり牽引し、当社グループの事業における豊富な経験を有しております。今後も法人研修事業における様々な事業を推進し、当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

4

いの たつき
猪野 樹

(1969年6月30日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

2,000株

■ 略歴、地位及び担当

1994年11月 当社入社(広報部)
 1997年7月 当社退社
 2005年9月 当社入社、教育第一事業部
 2007年4月 キャリアサポートセンター責任者
 2007年8月 法務部長
 2008年9月 執行役員総務人事部長兼法務部長
 2010年4月 執行役員人事部長兼法務部長
 2011年11月 太科信息技术(大連)有限公司取締役(現任)
 2015年6月 当社取締役(現任) 人事・法務・情報システム部門担当
 2016年11月 管理本部部門担当

2018年6月 出版事業部長・出版部門担当(現任)、法務・総務・情報システム部門担当
 (株)早稲田経営出版代表取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)早稲田経営出版代表取締役
 太科信息技术(大連)有限公司取締役

■ 取締役候補者とする理由

猪野樹氏は、当社グループの出版事業部を担当しており、幅広い視点と多様なアイデアを用いて多くの実績を残してまいりました。今後もその多様なアイデアと強いリーダーシップを発揮し、当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

5

ひ がた やす お
干潟 康夫

(1964年1月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

3,700株

■ 略歴、地位及び担当

1992年9月 当社入社(社員講師)
 1999年4月 国際部長
 2004年9月 第六教育企画部長
 2009年10月 教育第三事業部長(現任)
 2011年5月 泰克現代教育(大連)有限公司取締役
 2015年6月 執行役員 教育第三事業部長
 2017年9月 一般社団法人日本金融人材育成協会理事(現任)
 2021年6月 当社取締役(現任) 法人・教育第三事業部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本金融人材育成協会理事

■ 取締役候補者とする理由

干潟康夫氏は、当社グループのIT関連講座及びファイナンス講座、また、法人事業部を長きにわたり担当し、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と多方面へのネットワークを活かし、今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

6

よこ やま た いち
横山 太一

(1971年2月8日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

10,200株

■ 略歴、地位及び担当

1995年9月 当社入社
 2010年4月 教育第五事業部長
 2015年6月 執行役員 教育第五事業部長
 2018年6月 執行役員 教育第一事業部長(現任)
 2021年6月 当社取締役(現任) 教育第一事業・教育第二事業部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とする理由

横山太一氏は、当社の個人教育部門の主要講座である公認会計士講座及び公務員講座を中心に多くの講座を担当し、当社業績に多大な貢献をしております。今後も個人教育部門における豊富な経験を活かし、当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

7

たか はし ゆたか
高橋 裕

(1971年5月9日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,900株

■ 略歴、地位及び担当

1998年4月 当社入社
 2012年7月 教育第六事業部長
 2013年5月 教育第四事業部長(現任)
 2016年6月 執行役員 教育第四事業部長
 2021年6月 当社取締役(現任) 教育第四事業・教育第五事業・マーケティング部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とする理由

高橋裕氏は、当社の法律系講座のほか建築士講座などの不動産系講座の新規講座開発でも実績を残しております。現在は当社の主要講座である公務員講座の担当に加え、その豊富な経験を活かしマーケティング部門も担当しており、今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

8

かわ の たか み
川野 貴未

(1971年9月28日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

6,700株

■ 略歴、地位及び担当

1997年11月 当社入社
 2012年7月 教育第四事業部長
 2013年5月 (株)オンラインスクール取締役(現任)
 2016年6月 執行役員 教育第四事業部副部長
 2019年7月 執行役員 業務効率化推進室長
 2021年6月 当社取締役(現任) スクール・通信メディア事業部門担当(現任)
 スクール第一事業部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)オンラインスクール取締役

■ 取締役候補者とする理由

川野貴未氏は、当社の個人教育部門における経験のほか、子会社の(株)オンラインスクールの経営にも携わり、当社グループの事業領域拡大に貢献してまいりました。また、当社グループの拠点設置計画の再構築やIT技術導入による業務効率化にもリーダーシップを発揮しており、今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

9

の なか しょう じ
野中 将二

(1978年9月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,200株

■ 略歴、地位及び担当

2001年4月 中央青山監査法人入所
 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
 2010年9月 当社入社
 2010年10月 企業戦略室長
 2015年7月 IR室長(現任)
 2016年6月 執行役員 IR室長
 2016年11月 執行役員 IR室長兼経営企画室長
 2019年7月 執行役員 IR室長兼法務部長
 2021年6月 当社取締役(現任) IR室長兼法務部長
 IR・総務・法務・経理・人事部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とする理由

野中将二氏は、公認会計士として監査法人での監査やコンサルティングに基づく豊富な知識と経験を有しており、当社入社後もグループ全体のガバナンス強化やM&A戦略等でも専門的な能力を発揮しております。今後も当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

10

さい どう とも き
齋藤 智記

(1983年9月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

127,900株

■ 略歴、地位及び担当

2008年9月 (株)ヒロ エキスプレス取締役(現任)
 2008年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
 2015年6月 当社入社
 2018年10月 執行役員 経営企画室長(現任)
 2019年7月 執行役員 経営企画室長兼経理部長
 2021年6月 当社取締役(現任) 教育・経営企画部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ヒロ エキスプレス取締役

■ 取締役候補者とする理由

齋藤智記氏は、公認会計士資格及び経営学修士(MBA)を有し、当社入社後は経営企画、経理部等で経営戦略の立案やM&A戦略など、当社グループの経営に関与しております。また、教育部門においても知見に基づく様々な改革を主導しており、今後も当社の経営理念を実現し、グループ全体の発展に貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

11

あ べ しげ お
阿部 茂雄

(1949年10月26日生)

社外

再任

■ 所有する当社株式の数

－株

■ 略歴、地位及び担当

1972年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行
 1990年11月 同行郡山支店長
 1993年5月 同行支店部業務第二部長
 1996年5月 同行難波支店長
 1999年5月 同行神田支店長
 2002年4月 光村印刷(株)営業統括本部第四営業本部長
 2002年6月 当社取締役
 2005年6月 当社取締役上席執行役員
 2008年6月 当社取締役常務執行役員

2012年6月 当社取締役専務執行役員
 2014年6月 光村印刷(株)取締役副社長執行役員
 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2015年6月 当社社外取締役(現任)
 2018年10月 新村印刷(株)取締役会長(現任)
 2021年6月 光村印刷(株)代表取締役会長(現任)

■ 重要な兼職の状況

新村印刷(株)取締役会長
 光村印刷(株)代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

阿部茂雄氏は当社が2001年にJASDAQ上場した当時、当社メインバンクである(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)神田支店長として当社を担当しており、当社の業種・業態に深い理解を有しております。人格識見及び財務的素養にたいへん優れており、また、上場企業である光村印刷(株)のマネジメント経験も豊富であることから、当社に対する様々な助言や意見が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。阿部茂雄氏は当社取締役に就任後8年を経過しております。

12

いけ がみ げん
池上 玄

(1955年1月10日生)

社外

再任

■ 所有する当社株式の数

－ 株

■ 略歴、地位及び担当

1980年9月	昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所	2013年7月	日本公認会計士協会 副会長(2010年7月より重任)
1983年3月	公認会計士登録	2015年6月	池上玄公認会計士事務所 代表(現任)
1992年5月	米国公認会計士(カリフォルニア州)登録	2015年7月	帝人(株)社外監査役(現任)
2000年5月	監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員	2016年6月	当社社外取締役(現任)
2002年1月	IAASB(国際監査・保証審議会)ボードメンバー	2016年7月	日本公認会計士協会 相談役
2003年1月	金融庁・企業会計審議会 臨時委員	2017年9月	慶應義塾大学商学部 特別招聘教授(非常勤)
2004年7月	日本公認会計士協会 常務理事		
2005年11月	IFAC(国際会計士連盟)ボードメンバー		
2010年7月	公益財団法人財務会計基準機構(FASF) 理事		

■ 重要な兼職の状況

池上玄公認会計士事務所 代表
帝人(株)社外監査役

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

池上玄氏は、公認会計士として監査法人での監査等に基づく豊富な知識と経験を有しております。同氏からは当社のガバナンス体制の強化と事業運営についての有益な助言や指導をいただく考えであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断していることから、引き続き社外取締役候補者としております。池上玄氏は当社取締役役に就任後7年を経過しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部茂雄氏及び池上玄氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。
3. 阿部茂雄氏及び池上玄氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、損害賠償金、争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社と阿部茂雄氏及び池上玄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認され重任されることを条件として、同契約を更新する予定であります。
6. 当社が阿部茂雄氏及び池上玄氏との間で更新予定である5.に記載の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、阿部茂雄氏及び池上玄氏が職務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じた額及び新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1

はら ぐち けん
原口 健

(1964年2月8日生)

社外

再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1991年4月 弁護士登録
1995年3月 大島総合法律事務所入所
1999年10月 ハートアンドブレインコンサルティング(株)監査役
2001年6月 当社社外監査役
2006年6月 ひすい総合法律事務所所長(現任)
2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

ひすい総合法律事務所所長

■ 社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

原口健氏は、弁護士として高度に専門的な知見と経験を有し、業務執行から独立した立場で監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断しております。当社経営の健全性の確保及び透明性の向上のために貢献いただくことが期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。原口健氏は2001年6月から当社の監査役を務めており、監査役としての在任期間は20年、監査等委員である社外取締役の在任期間は就任後2年を経過しております。

2

にわ こう たろう
丹羽 厚太郎

(1974年11月26日生)

社外

再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当

2000年10月 弁護士登録
大島総合法律事務所入所
2004年6月 当社社外監査役
2006年5月 丹羽総合法律事務所所長
2010年5月 IPAX総合法律事務所パートナー
2011年3月 (株)日本エスコン社外取締役
2015年12月 (株)タンケンシールセーコウ社外取締役
2016年3月 (株)日本エスコン社外取締役(監査等委員)
2016年8月 みなつぎ法律事務所パートナー(現任)
2016年12月 (株)ニーズウェル社外監査役(現任)
2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

みなつぎ法律事務所パートナー
(株)ニーズウェル社外監査役

■ 社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

丹羽厚太郎氏は、弁護士として高度に専門的な知見と経験を有し、また、監査等委員である社外取締役を含む社外役員を多く経験していることから、当社経営の健全性の確保及び透明性の向上に貢献いただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。丹羽厚太郎氏は2004年6月から当社の監査役を務めており、監査役としての在任期間は17年、監査等委員である社外取締役の在任期間は就任後2年を経過しております。

3

まち だ ひろ か
町田 弘香

(1961年10月2日生)

社外

再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1989年4月 弁護士登録
河野法律事務所入所
1991年6月 ワシントン大学ロースクール(LLM)卒業
1991年9月 さくら共同法律事務所入所
2003年3月 東邦レマック(株)社外監査役(現任)
2008年6月 ひすい総合法律事務所入所(現任)
2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

ひすい総合法律事務所弁護士
東邦レマック(株)社外監査役

■ 社外取締役(監査等委員)候補者とする理由及び期待される役割の概要等

町田弘香氏は、弁護士として高度に専門的な知見と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏からは、当社経営の健全性の確保及び透明性の向上の観点から当社に貢献いただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。町田弘香氏は当社監査等委員である社外取締役に就任後2年を経過しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏は、法令に定める社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 丹羽厚太郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、損害賠償金、争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社と原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認され重任されることを条件として、同契約を更新する予定であります。
6. 当社が原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏との間で更新予定である5.に記載の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏が職務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じた額及び新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

<株主提案(第4号議案から第10号議案まで)>

第4号議案から第10号議案までは、株主4名からのご提案によるものであります。各議案、議案の要領及び提案の理由については、原則として提案株主から提出された原文のまま記載しておりますが、一部記述については、個人情報保護の観点及び名誉・信用棄損等の可能性があることから、趣旨を損なわない範囲で原文を一部削除又は修正しております。なお、当社は株主4名から8個の株主提案議案を頂戴しましたが、この内、当社第39回定時株主総会(2022年6月27日開催)において、総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案と判断される1個の株主提案議案については、会社法第305条第6項の定めに従い、本総会における議案として取り扱わないこととしております。

当社取締役会としては、後述の通り、いずれの株主提案にも反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件（名誉毀損放置企業との取引の禁止）

1 提案内容

定款に、次の条文を加える。

「当社および当社グループは、虚偽の事実を摘示して他人の名誉を毀損した後、その事実が誤りであると判明したにもかかわらず、これを十分に訂正しない企業とは取引をしてはならない。」

2 提案理由

複数のテレビ局は、民事訴訟事件に関する報道において虚偽の事実を長時間に渡って報道したが、一部のテレビ局は、判決で異なる事実が認定されたにもかかわらず、判決の結果を短く報じたのみであり、多くの国民が、虚偽の事実を信じたままとなっている。

このような無責任な放送局と取引することは、当社の評判を著しく低下させるものである。

(本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。)

第4号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

会社がコンプライアンスを含め関係法令を遵守して事業活動を行うことは当然のことであり、また会社定款は会社組織活動の根本規則を定めるものであります。提案内容記載のように、あえて放送局に適用範囲が限定される条文を定款に記載することは、定款記載事項としての適切性を欠くので、提案内容に記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

当社は引き続き、全構成員がコンプライアンス及び関係法令を遵守しつつ、公正な競争を通して利益を追求することで、健全な発展を目指してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件（男女の平等）

1 提案内容

定款第17条1項を次のように改める。

「当社の取締役は、15名以内とする。この場合において、取締役（社外取締役であるものを除く）の人数が10人以上となるときは、そのうちの1人以上は、女性でなければならない」

2 提案理由

当社の取締役（社外取締役を除く）は10名であるが、その全てが男性である。また、社外取締役を含めても、監査等委員を除く取締役12名は、いずれも男性である。

男女の平等を規定した憲法14条が施行されて、令和5年5月3日で76年にもなる。

取締役の選任は能力・識見によるべきであり、必ずしも男女同数となる必要はないが、当社は極端であり、男尊女卑の社風がうかがえるところである。

また、当社の主要な事業は資格試験の受験指導であり、男性のみに適性が認められる職種でもない。

そこで、取締役（社外取締役を除く）を10名以上選任するときは、1名以上選任することとし、男尊女卑の弊害を是正するとともに、多様な視点からの経営を行うべきである。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、性別による取締役の員数に関する内容を定款に記載すべきという提案ですが、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任は、性別に関わらず、過去の会社に対する貢献度や知識・能力の専門性、組織における協調性やリーダーシップ力、社会的な見地での分析力・判断力等を総合的に考慮し、経営感覚に優れた適任と考えられる者を取締役候補者としております。

また、そもそも当社内には提案理由に記載されているような男尊女卑の社風は一切ないことを申し添えます。

従って、提案内容に記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（COLABOへの支援）

1 提案内容

定款に、次の条文を加えるに。

「当社は、配当可能利益の5%を一般社団法人COLABOに寄付するものとする。」

2 提案理由

一般社団法人法人COLABOは、多年にわたり若年女性保護の活動をしている一般社団法人であり、その代表者は、あまねくその名を知られており、自身が渋谷の町を徘徊する「難民高校生」であった経験から、全ての少女が、「衣食住」と「関係性」を持ち、困難を抱えている少女が性搾取や性暴力に行きつかなくてもよい社会を目指して活動を行っている。

当社が、男尊女卑の悪弊を払拭し、女性差別的な経営を改めたことを内外に示し、もって、当社の社会的評価を回復するために、このような活動の支援が必要と考える。

（本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。）

第6号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、配当可能利益の5%を特定の団体に寄付することを定款に記載すべきという提案ですが、営利企業である株式会社における寄付行為は、その目的や金額・寄付先等に関し個別事案ごとに慎重に判断すべき事項であり、会社組織活動の根本規則を定める定款に提案内容に記載の条文を記載することは、定款記載事項としての適切性を欠くと考えております。

また、そもそも当社は提案理由に記載されている男尊女卑や女性差別的な経営を行っていないことはもとより、社内にそのような文化・雰囲気は一切ありません。

従って、提案内容に記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

第7号議案 定款変更の件（インターネットでのなりすましの禁止）

1 提案内容

定款に以下の条文を定める。

「当社及び当社グループ会社の役員及び従業員は、インターネット上で他人になりすます行為を行ってはならない。」

2 提案の理由

インターネットにおけるなりすまし行為は、極めて卑劣な行為であり、名誉棄損や業務妨害等の犯罪を構成することもありうる。

誰でもその加害者となりうる場所であるが、ひとたびこれが発覚すれば、社会的評価は地に落ちることになるから、厳に戒めるべきである。

（本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。）

第7号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

会社がコンプライアンスを含む関係法令を遵守して事業活動を行うことは当然のことであり、また会社定款は会社組織活動の根本規則を定めるものであります。そのため提案内容を定款に記載することは、定款記載事項としての適切性を欠くと考えております。従って提案内容に記載の条文をことさらに定款に記載する必要はないと考えます。

当社は引き続き、全構成員がコンプライアンス及び関係法令を遵守しつつ、公正な競争を通して利益を追求することで、健全な発展を目指してまいります。

第8号議案 定款変更の件（裏金検証委員会設置について）

1 提案内容

定款に次の条文を加える。

「当社における裏金に関して第三者委員会を設置した上で誠実な検証を行いその結果を公表をする」

2 提案の理由

当社部長であった従業員は、架空取引業者であるビーショットから、札幌市中央区すすきのに所在する風俗店で接待を受けている。

当社は元取締役による架空請求や水増し請求について2018年2月7日公開した。しかし、処分されたのは元取締役だけであり他にも裏金を使っていた社員がいないのか、またいつから続いていたことであるのか等、実態解明が不十分である。当社の裏金問題は以前から慣例として行われてきたとの話もあり過去に何が行われていたのか、正確な情報を提供するために第三者委員会を設置する必要がある。

（本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。）

第8号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、裏金に関する第三者委員会に関する内容を定款に記載すべきという提案ですが、本提案は個別問題に係る内容を前提としており、会社組織活動の根本規則を定めるべきである定款記載事項の適切性を欠くと考えております。従って、提案内容に記載の条文を定款に記載する必要はないと考えます。

なお、当社元取締役による不正行為の疑いに関しては、弁護士である外部委員を含む社内調査委員会による全容解明のための調査の結果、元取締役以外の従業員自らによる不正な金銭の授受は認められなかったとの報告を受けていることを申し添えます。

第9号議案 定款の一部変更の件（PBR1倍割れの是正）

1 提案内容

定款に、次の条文を加える。

「PBR（株価純資産倍率）が1倍を下回った場合には自己株式の取得を実施することとして、その旨を定款に定める。」

2 提案理由

当社の株価は継続的にPBRが1倍を割っている状態であり株価は低迷している。2023年1月25日東京証券取引所は「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」においてPBR1倍割れの是正について具体的な取り組み、その進捗状況などを開示することを強く要請している。当社は少なくともPBR1倍以上を目標に自社株買いをするべきである。

第9号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、自己株式の取得につきまして、配当政策とともに株主の皆さまへの利益還元の方法であると認識するとともに、株式市場へのいわゆるアナウンスメント効果も期待できる施策であると理解しております。

また、提案理由に記載の通り、期末日時点のPBR（株価純資産倍率）は2019年3月期より1倍を割っており、これを早期に是正することが喫緊の課題であると認識しております。

一方、自己株式の取得は、株式市場に流通する株式数の減少を通じて、流通株式時価総額に負の影響を及ぼすこともあり得ることから、当社としては、その時点における経営状態や市場環境等を総合的に勘案し慎重に判断をしていくことが必要であり、一律に自己株式の取得を実施すべき場合を規定することは必ずしも適切ではないと考えております。

また、当社は、当社定款の定めにより、取締役会決議によって機動的な自己株式の取得を実施することが可能であることから、提案内容に記載の条文をあらためて定款に記載する必要はないと考えます。

第10号議案 取締役の選任

1 提案内容

以下の者を当社取締役に選任する。

大津 綾香（おおつ あやか 平成4年11月18日生・政治家女子48党党首）。

2 提案の理由

当社は監査等委員を除く取締役全員が男性であり、男女比が偏っている。大津氏は知名度と発信力のある女性政治家であり、当社が男尊女卑の悪弊を払拭しつつある事を内外に示すために格好の人材である。

本人の談

「TACに参画させていただくことになりましたら、誰もが自由に自分らしくコンフリクトマネジメントで個及び組織のさらなる成長を。ステークホルダーの皆様にとってTACのソーシャルバリューを上げるマネジメントに寄与したいと考えております。」

（本議案については、冒頭に記載した事由により、株主提案の理由の一部を削除しております。）

第10号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

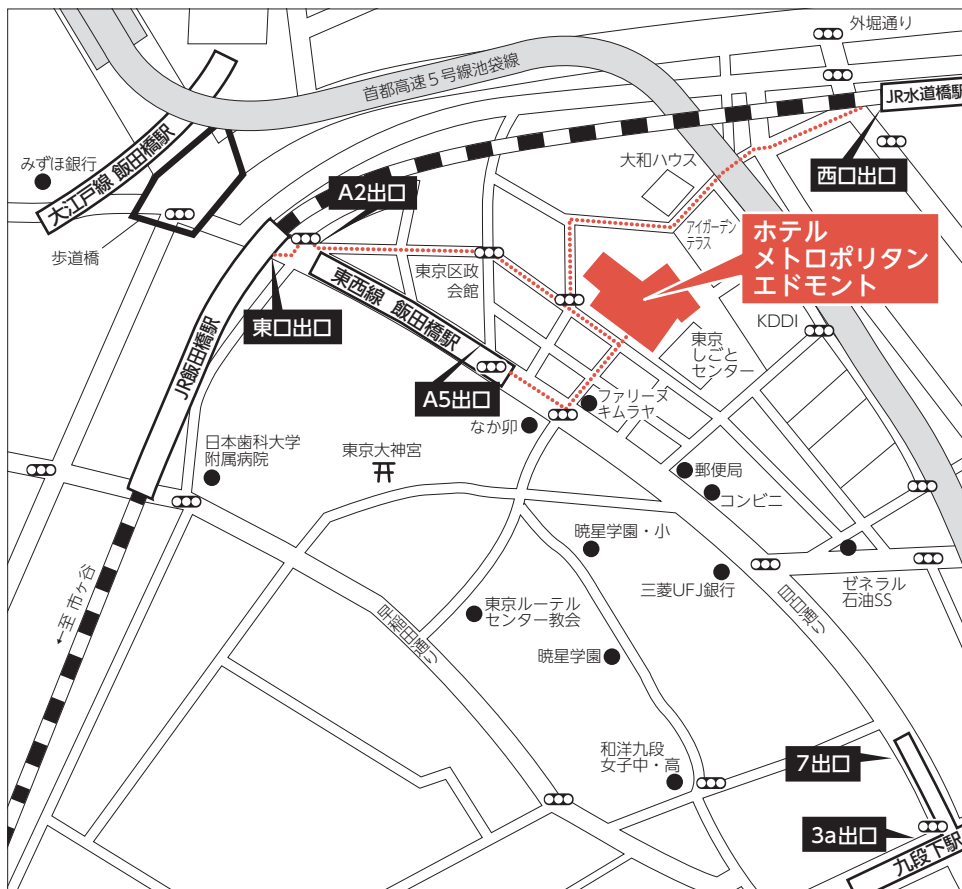
当社取締役会は、当社にとって、会社提案の取締役候補者が最も適切であり、かつ、十分な体制であると考えており、当社提案に係る取締役候補者を選任頂いたうえであらゆるステークホルダーの観点を踏まえた質の高い議論を行い、引き続き企業価値の向上に貢献していく所存であります。従って、本議案による取締役1名の選任は不要と考えます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 **ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」**

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 TEL: 03-3237-1111



最寄駅

- | | | |
|------------------------|------------|--------|
| ■ JR中央・総武線 | 「飯田橋駅」東 | □ 徒歩5分 |
| ■ JR中央・総武線 | 「水道橋駅」西 | □ 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ東西線 | 「飯田橋駅」A5出口 | 徒歩2分 |
| ■ 東京メトロ有楽町線・南北線・都営大江戸線 | 「飯田橋駅」A2出口 | 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ東西線 | 「九段下駅」7出口 | 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線 | 「九段下駅」3a出口 | 徒歩7分 |